

令和 8 年度 旭市一般廃棄物処理実施計画

第 1 章 総則

1. 目的

旭市一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「旭市環境基本計画」及び「旭市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、旭市で発生する一般廃棄物（ごみ）の適正な処理並びに廃棄物の減量化・資源化等に関して令和 8 年度における具体的な取り組みを定め、循環型社会形成の実現に向けた推進を図ることを目的としている。

2. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 計画区域 旭市全域

第 2 章 一般廃棄物処理実施計画

1. 計画目標

旭市環境基本計画は、平成 29 年度から令和 8 年度の計画期間であることから、旭市一般廃棄物処理基本計画における同期間の実績及び目標値から旭市一般廃棄物処理実施計画の目標を設定する。

区 分	平成 29 年度 (基準年度)	令和 8 年度 (目標年度)	増 減
年間総排出量	23,962 t	22,574 t	▲1,388 t
原 単 位	992.34g/人日	990.22g/人日	▲ 2.12g/人日

2. 令和 8 年度一般廃棄物排出量の見込み

区 分	排出量	備 考
普通ごみ	18,970 t	
資源ごみ	1,090 t	
そ の 他	2,200 t	
最終処分	670 t	
(小 計)	22,930 t	
集団回収	80 t	
総排出量	23,010 t	

3. 飼養者不明の動物斃死体の収集運搬年間件数の見込み

件数	330件
----	------

4. 東総地区クリーンセンター（旭中継施設含む）への年間直接持込量の見込み

搬入量	11,100 t
-----	----------

5. ごみ排出抑制及び再資源化計画

排出抑制計画	内容
一般家庭ごみの有料化	<p>指定ごみ袋に収集運搬等の経費の一部を付加し、排出量の抑制及び資源物の分別促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭市指定ごみ袋（1袋あたり10枚入り） 普通ごみ袋 45 円/袋：450円 20 円/袋：200円 資源ごみ袋 40 円/袋：200円 20 円/袋：100円
生ごみ処理機等購入補助金	<p>市内の販売店から、家庭用の「電動生ごみ処理機」、「たい肥化容器」を購入した市民へ補助金を交付し、生ごみ排出量の抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理機等購入補助金（1基あたり） 電動生ごみ処理機 補助率 1/2 限度額 20,000円 たい肥化容器 補助率 1/2 限度額 3,000円

再資源化計画	内容
分別収集による資源化	<ul style="list-style-type: none"> カン、ペットボトルは、東総地区クリーンセンターで中間処理後に再資源化業者へ引き渡す。 ビンは、旭市が業務委託している再資源化業者へ引き渡す。 紙類、衣類、金属類は、東総地区クリーンセンターで集積後、再資源化業者へ引き渡す。
小型家電等の回収	<p>使用済みの小型家電類、充電式電池類は、公共施設に設置した回収ボックスにより収集し、東総地区クリーンセンターへ運搬・集積後、再資源化業者へ引き渡す。</p> <p>また、小型家電類は、国認定の再資源化業者との協定により、市民が直接、再資源化業者へ回収依頼することができるリサイクルルートを継続する。</p>
伐採木の原料化	<p>公共施設等で発生した伐採木は、民間の再資源化施設へ運搬し原料化することを推奨する。</p>
資源ごみ集団回収促進事業	<p>市民で構成される登録団体（自治会、PTA等）が、資源ごみの回収を行い再資源化業者へ引き渡した場合、1kgあたり5円以内（年間限度額20万円）の奨励金を交付する。</p>
ごみ減量化と3R推進のまち宣言	<p>3R推進を図るため、資源物の回収を実施している市内事業所の地図「旭市リユース・リサイクル拠点マップ」の配布（公表）を継続する。また、事業者との連携によるリユース及びリサイクル促進に取り組む。</p>

6. 収集・運搬に関する事項

(1) 基本事項

- ① 旭市が収集する一般廃棄物は、一般家庭から排出される「一般廃棄物」、「資源物」のほか、「飼養者不明の動物斃死体」とする。
- ② 事業活動に伴い排出される「事業系一般廃棄物」は、事業者が自らの責任において資源化及び適正処理を行うことを原則とする。ただし、自ら処理できない場合は、東総地区クリーンセンターに直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理するよう指導する。

(2) 収集運搬の実施主体、収集回数、収集方法

① 一般家庭ごみ

区 分		実施主体	収集回数	収集方法
普通ごみ		市（委託）	週2回	ステーション収集（指定ごみ袋）
資源ごみ	カン・ペットボトル		月2回	・ペットボトルのラベルとキャップは、外して普通ごみとする
	ビン・金属		月1回	
	紙類		月2回	ステーション収集（ひも等で束ねる）
	衣類			ステーション収集（透明な袋等へ入れる）
粗大ごみ		排出者	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・直接搬入（自己運搬） 東総地区クリーンセンター、旭中継施設 ・一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼
小型家電	市（直営）	随時	公共施設5箇所の拠点回収（回収ボックス）	
有害ごみ				
地域清掃ごみ	市（直営）	随時	東総地区クリーンセンターへ搬入する	
不法投棄ごみ				

② 飼養者不明の動物斃死体

区 分	実施主体	収集回数	収集方法
犬、猫等の動物斃死体	市（委託）	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・電話受付後に委託業者へ回収依頼する ・旭市所管の道路上の動物斃死体が収集対象であり、それ以外の場所は、各々の管理者、所有者が対応する

③ 事業系一般廃棄物

区 分	実施主体	収集回数	収集方法
普通ごみ	排出事業者	事業者毎	<ul style="list-style-type: none"> ・直接搬入（自己運搬） 東総地区クリーンセンター ・一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼
資源ごみ			
粗大ごみ			

(3) 旭市が収集・処分しないごみ

区 分	品目例	排出方法
家電 4 品目 特定家庭用機器再商品化法	テレビ、エアコン、冷蔵庫 冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	・購入店、取扱店、指定引取所 ・市と協定を締結した国認定の再資源化業者
パソコン 資源有効利用促進法	デスクトップパソコン ノートパソコン パソコン用ディスプレイ	・購入店、取扱店、製造者 ・一般社団法人パソコン 3R 推進協会 ・市と協定を締結した国認定の再資源化業者
プリンター消耗品	トナーカートリッジ類	・購入店、取扱店、製造者 ・回収協力店（回収ボックス）
自動車・バイク 使用済み自動車の再資源化 等に関する法律	自動車、特殊自動車 バイク、原動機付自転車 特殊自動車、農業機械等	・購入店、取扱店、製造者 ・専門業者
自動車部品 バイク部品	タイヤ、ホイール マフラー、シート等	・購入店、取扱店 ・専門業者
消火器具	消火器	・購入店、取扱店 ・特定窓口、指定引取所
危険物、有害物、有毒物 引火物、爆発物、薬品	ガスボンベ、火薬 灯油、ガソリン、注射器 バッテリー、農薬等	・購入店、取扱店、製造者 ・専門業者 ・注射器は、処方された医療機関へ相談
処理が著しく困難な物	ピアノ、耐火金庫、塗料 浴槽、便器、電動車いす 建築・建設・農業廃材、土砂 フロンガス類使用製品 その他	・購入店、取扱店、製造者 ・専門業者
特別管理一般廃棄物 産業廃棄物 特別管理産業廃棄物等	—	—

(4) ごみステーションの利用方法

- ① ごみを「旭市ごみの分け方・出し方」のほか、「旭市ごみ品目別一覧表」等を参考に適正に分別する。
- ② ごみ収集日の「午前 8 時まで」に旭市指定の出し方に従い、ごみステーションへ排出する。
- ③ 収集対象外の粗大ごみ等をごみステーションへ排出してはならない。
- ④ 収集されずに「警告ラベル」が貼付されているときは、持ち帰り再分別後、次の収集日に排出するか、適正な処分を行う。
- ⑤ ごみステーションは、管理者を置き適正に管理しなければならない。

(5) 一般廃棄物収集運搬許可業者

名 称	所 在 地
株式会社環境美装	富里市七栄 533-78
有限会社千葉商店	銚子市長塚町 6-4513-1
有限会社アサヒリサイクル	旭市江ヶ崎 1579
有限会社山口商店	香取市新里 1102
ビジネス環境整備株式会社	銚子市小浜町 2559-23
有限会社エーエムティー	匝瑳市椿 2211-1
共同リサイクル株式会社	成田市三里塚光ヶ丘 1-862
有限会社アースクリーンサービス	旭市鎌数 9894-19
トーソーメンテナンス有限公司	旭市江ヶ崎 1493-12
銚子衛生事業株式会社	銚子市大橋町 7-4
株式会社佐田リサイクル	茨城県神栖市矢田部 10727-6
G R 物流株式会社	茨城県神栖市大野原中央 2-8-21
有限会社カナヤマ	旭市飯岡 2115-3
株式会社現代興業	匝瑳市栢田 8547-2
株式会社佐倉環境センター	佐倉市大作 2-2-1

(6) 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

現在の収集運搬状況及び旭市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量の予測から、既存の収集運搬体制において一般廃棄物の適正かつ円滑な収集運搬が確保されているため、原則として新規の一般廃棄物収集運搬業の許可申請は受け付けない方針とする。

但し、既存の収集運搬体制に影響を及ぼさず、旭市が必要と認める次の場合に限り、許可申請を受け付けるものとする。

- ① 法令等の整備、改正による場合。
- ② 既存の許可業者が、事業再編等（法人合併、分割、事業譲渡等）の理由により、一般廃棄物収集運搬業を行う者を変更（新法人へ移行、事業継承等）したとき。
- ③ 循環型社会の形成に向けた一般廃棄物処理の取り組みであり、適正に処理することができると旭市が認め、収集運搬の範囲が一部に限定される場合。
- ④ その他、市長が必要と認める場合。

7. 一般廃棄物の処理施設に関する事項

(1) 中間処理施設

① 施設概要

事業主体	東総地区広域市町村圏事務組合
施設名	東総地区クリーンセンター
所在地	千葉県銚子市野尻町 1678-1
事業方式	DBO方式（公設民営）
敷地面積	約 48,000m ²
供用開始	2021年4月

② 高効率ごみ発電施設

処理対象物	普通ごみ 粗大ごみ 選別残渣
処理能力	198t/日（99t/日×2炉）
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉
発電出力	4,860kW（最大）

③ マテリアルリサイクル推進施設

処理能力	カン：3.6t/5時間 ペットボトル：2.6t/5時間
処理方式	カン：手選別方式 機械選別方式（アルミ缶、スチール缶） ペットボトル：手選別方式

(2) 中継施設

事業主体	東総地区広域市町村圏事務組合
施設名	旭中継施設
所在地	千葉県旭市ニ 5938-1
中継対象物	普通ごみ 資源ごみ 粗大ごみ その他（小型家電・有害ごみ）
中継方法	中継施設で受入後、東総地区クリーンセンターへ搬入する
敷地面積	約 8,018m ²

(3) 最終処分場

① 基本事項

最終処分場は、安全かつ安定的な施設とし適正管理により、埋め立て廃棄物の安定化及び無害化を図る。また、ごみの排出抑制、資源化を推進し中間処理を行うことで、最終処分量の低減化に努める。

② 東総地区最終処分場の概要

事業主体	東総地区広域市町村圏事務組合
施設名	東総地区最終処分場
所在地	千葉県銚子市森戸町 953
処理方式	クローズド型
敷地面積	約 21,000m ²
埋立地面積	約 3,500m ²
埋立容量	約 37,000m ³

③ 旭市グリーンパークの概要

事業主体	旭市
施設名	旭市グリーンパーク
所在地	千葉県旭市櫻井 1166
処理方式	セルアンドサンドイッチ方式
敷地面積	41,985m ²
埋立地面積	14,900m ²
埋立容量	168,400m ³

(4) 一般廃棄物処分業の許可方針

既存の一般廃棄物処分業の許可を受けた者により、一般廃棄物の適正かつ円滑な処分が確保されているため、原則として新規の一般廃棄物処分業の許可申請は受け付けない方針とする。

但し、旭市が処理困難物と認める一般廃棄物を処分するためのものであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のほか、関係法令等に基づくものである場合に限り、許可申請を受け付けるものとする。

第3章 その他

1. 市民等に対する広報・啓発活動

(1) 適正排出の周知

ごみの分別方法は「旭市ごみの分け方・出し方」、収集日は「旭市のごみ収集カレンダー」のリーフレットを作成、配布するほか、広報誌やホームページ、SNS等を活用して、ごみの適正排出の周知を図る。また、希望に応じて職員を派遣し「まちづくり出前講座」により、ごみの分別方法や出し方などの説明をする。

(2) 家庭系ごみの減量

各地域に「ごみ減量化推進員」を配置し、地域の会合等の際に分別や再資源化などの情報発信や指導を行っていただく。また、家庭で取り組める「ごみ減量化」の情報や事例を広報誌やホームページへの掲載等により周知を図る。

(3) 事業系ごみの減量

事業所で取り組める「ごみ減量化」の情報や事例を広報誌やホームページへの掲載等により周知を図る。

(4) ゴミゼロ運動の推進

春季と秋季の年2回、「ゴミゼロ運動」により地域清掃を実施し、地域環境美化やごみの減量化等の「意識啓発」を図る。

(5) 不法投棄防止の推進

市内に「不法投棄監視員」を配置し、パトロール等により不法投棄の未然防止、早期発見に努めるほか、不法投棄が多発する場所へ監視カメラを設置して監視を行う。

また、不法投棄を防止するため、啓発看板の設置や土地所有者等へ看板の提供を行うことにより「不法投棄の発生抑制」を図る。

2. 旭市環境審議会

市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量化等廃棄物の処理に関する事項等の調査及び審議をするため、旭市環境審議会を置く。

3. 地域清掃・ボランティア清掃

自治会やボランティア団体等による清掃で集積したごみは、電話連絡等により旭市が収集し、東総地区クリーンセンターへ搬入する。

4. 溶融物の有効利用促進

東総地区クリーンセンターで資源化された「溶融スラグ」は、土木資材等として再利用できるため、市関係課等へ周知を図り公共事業による積極的な利用を促す。

5. 災害廃棄物

災害に伴い発生する廃棄物は、「旭市災害廃棄物処理計画」（2022年9月）に基づき適正に処理を実施する。なお、災害は規模、種類、発生時期、場所により、廃棄物の発生状況等が異なるため、その状況に応じて適正に処理を講じる。

6. 火災廃棄物の処理

住宅火災により罹災した方の経済的負担軽減を図るため、「家財道具等火災廃棄物」の処理にあたり、東総地区クリーンセンターへの廃棄物処理手数料減免手続きの支援を行う。

7. 民間事業者との連携

家庭から排出される不用品・パソコン・家電等の3R推進を図るため、民間事業者と連携した取り組みを行う。

8. 海岸漂着物の処理

旭市は、九十九里浜に面しており、海岸漂着物が非常に多い地域特性があることから「千葉県海岸漂着物対策地域計画」の重点地域に選定されている。

そのため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」等に基づき、海岸管理者と連携、協力し海岸漂着物の適正な処理に努める。